

国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 25 年 7 月 23 日改正

1 目的

国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、大学の管理運営の透明性を高めるとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2 公表の対象とする懲戒処分事案

本学の役職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- ① 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分（倫理規則に基づく命令に違反したことを理由としたものを含む。）
- ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職及び出勤停止である懲戒処分

3 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。ただし、富山大学の研究活動における不正防止に関する規則第 16 条に基づき公表する場合はこの限りではない。

4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等 2 及び 3 によることが適当でないと認められる場合は、2 及び 3 にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないこともあることとする。

5 公表の時期及び方法

2 の懲戒処分事案については処分発令後、速やかに公表するものとする。

ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表するものとする。

公表の方法は、原則として報道機関への資料配付による。

なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行う。

附 則

この基準は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。